

## 長期履修学生制度とは

職業又は家事に従事している等の事情により修業年限2年を超えて、計画的に教育課程を履修することによって、大学院を修了することができます。

- 在学期間は3年以上4年以内の年限内で決めることができます。
- 1年間に納入する学費は、授業料及び教育充実費の修了に必要な通常の2年間に納入すべき総額を、修業年限に応じて、その年数で除した額です。

※長期履修学生として就学を希望する場合は、入学願書を提出する前に入試広報課に申し出てください。

## 「障がい等を有する入学志願者の事前相談」について

障がい等がある場合又は病気療養中の場合は、受験上及び修学上特別な配慮・検討を必要とすることがありますので、できるだけ早めにご相談ください。

なお、補聴器、松葉杖、車椅子等を使用している場合も相談してください。

(注) 障がい等とは、学校教育法施行令第22条の3の規定に準拠した「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱」、及び発達障害者支援法施行令(平成17年4月1日政令第150号)に準拠した「発達障害」です。

### 1 相談期間

原則として、各入試の出願開始の2週間前までとします。

※相談の内容によっては対応に時間を要することがあり、試験日までに対応できず特別な配慮が講じられないこともあります。

### 2 相談方法

- ① 電話などにより事前に相談してください。
- ② 「受験上の配慮申請書」を提出してください。